

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 113 号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>環境調整担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>公害審査会及び環境影響評価技術審査会に関すること。</u></p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第10 附属機関（第93条関係）</p> <p>法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県食の安全安心委員会</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>岩手県公害審査会</u></td><td><u>公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第14条の規定による公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁並びに知事に対し公害の防止に関する施策の改善についての意見の申出等をする事</u></td></tr><tr><td>岩手県環境影響評価技術審査会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県食の安全安心委員会	[略]	<u>岩手県公害審査会</u>	<u>公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第14条の規定による公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁並びに知事に対し公害の防止に関する施策の改善についての意見の申出等をする事</u>	岩手県環境影響評価技術審査会	[略]	[略]		<p>(環境生活部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>環境調整担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>公害紛争の処理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>環境影響評価技術審査会に関すること。</u></p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第10 附属機関（第93条関係）</p> <p>法律又はこれに基づく政令によるもの</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>岩手県食の安全安心委員会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県環境影響評価技術審査会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所掌事務	[略]		岩手県食の安全安心委員会	[略]	岩手県環境影響評価技術審査会	[略]	[略]	
名 称	所掌事務																						
[略]																							
岩手県食の安全安心委員会	[略]																						
<u>岩手県公害審査会</u>	<u>公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第14条の規定による公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁並びに知事に対し公害の防止に関する施策の改善についての意見の申出等をする事</u>																						
岩手県環境影響評価技術審査会	[略]																						
[略]																							
名 称	所掌事務																						
[略]																							
岩手県食の安全安心委員会	[略]																						
岩手県環境影響評価技術審査会	[略]																						
[略]																							
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																							

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。